

麻しん風しん 定期予防接種について

麻しん風しん定期予防接種に使用されている麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)の供給が不安定になっている状況により、次の対象者のうち令和7年3月31日までに接種できなかった方について、接種対象期間が2年間延長されることになりました。

接種期間延長の対象者

〈第1期〉令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの方
〈第2期〉平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方
〈第5期〉昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、令和7年3月31日までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分だった方
※令和7年4月1日以降に抗体検査を実施した方は対象外。

予診票について

・第1期、第2期の方は、お手持ちの予診票をご使用ください。
・第5期の方は、6月ごろに予診票をお送りしますので、そちらをご使用ください。これまでのクーポン券は使用できません。

接種可能な期間(2年間)

令和7年4月1日～令和9年3月31日

接種費用

無料

問合せ

保健福祉課 ☎0778-4718007



早期療育支援金支給のご案内

町では、障がいのある6歳未満の児童を送迎する保護者に対し、児童の発育期の適時に、障がいの軽減や機能向上を目的とし、町外の施設や病院に通所または通院する場合に、支援金を支給しています。

【対象児】

町内に居住し、心身に障がいを有する6歳未満の児童
※手帳の有無は問いません。
※満6歳に達した日の属する年度までが対象です。

【支給対象者】

対象児の保護者で、次のいずれにも該当する方
・町内に住所を有し、対象児と同居していること
・通所または通院のため、対象児を送迎していること

【支給額】

越前市内に通所または通院する場合
1回あたり 500円
越前市以外に通所または通院する場合
1回あたり 1,000円

【申請月】

7月、10月、1月、4月が申請月です。申請月の前3か月分について申請すると、その翌月に支援金が支給されます。

【申請方法】

早期療育支援金支給申請書兼請求書、通所・通院証明書をお持ちのうえ、保健福祉課まで申請をお願いします。

※詳細については町ホームページをご覧ください。
※詳しくは、こども家庭センターまでお問い合わせください。



町ホームページ

問合せ

こども家庭センター(保健福祉課内)
☎0778-4718007

行政相談委員を 委嘱しました(再委嘱)

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき総務大臣から委嘱された民間の有識者です。

令和7年4月1日付で、次の方々が行政相談委員に再委嘱されました。

任期

令和7年4月1日～
令和9年3月31日

・南条地区

井上 英之さん(金 粕)

・今庄地区

尾崎 政代さん(新北府)

・河野地区

上島 信敬さん(大 良)

行政相談委員は、定期的に行行政相談所を開設しています。相談の日程は、広報紙や町ホームページ、自主放送番組文字放送などでお知らせしていますので、ご確認ください。

相談は無料で秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

問合せ

観光まちづくり課
☎0778-4718013